

各位

平成 30 年 12 月 吉日

見晴台学園・学園長
見晴台学園大学・副学長 藪 一之
見晴台学園・運営委員長 水谷一郎
見晴台学園大学・運営委員長 矢野里美

見晴台学園・見晴台学園大学サポーター募集のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

見晴台学園は、学習障がい、ADHD、ASD(自閉症スペクトラム障害)などの発達障がいのある子どもたちの「自分らしく学びたい」「友だちがほしい」等の願いを実現するために、親たちの要望によって1990年4月に開校した全国にも例のないNPOが運営する学びの場です。

2013年秋には、学園を卒業した後も、さらに学びたいという生徒のために、見晴台学園大学を設立しました。

子どもたちとともに日々活動を続けておりますが、今後の見晴台学園・見晴台学園大学の安定的な運営、永続的な子どもたちへの支援を目的として、サポーターの募集をすることとなりました。

見晴台学園・見晴台学園大学の目的、趣旨をご理解いただき、個人、法人様等にサポーターとしてご協力、ご支援をお願いいたします。

つきましては、出資繁忙の折ではありますが、サポーター規約をご理解いただき、ご支援いただける場合は、年間サポート料として、

法人1口 10,000円 個人1口 5,000円 (何口でも結構です)

をご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、年間サポート料は、専用郵便払込み用紙(お申込み時、またはお申込み後に配布)にて、下記の口座宛てにご送金ください。

ご寄付いただいたみなさまには、見晴台学園・見晴台学園大学の行事、様子などをお届けする予定です。

郵便振替

・口座番号 00800-1-137593

・口座名 見晴台学園・見晴台学園大学サポーター

- ① 通信欄にお名前、現住所、お電話番号を必ずお書きください(学園・大学ニュース等をお送りするため)。
- ② 振込手数料は誠に申し訳ございませんが、振込人様のご負担でお願いいたします。

敬具

見晴台学園・見晴台学園大学サポーター 規約

(名称及び所在地)

第1条 この団体は、「見晴台学園・見晴台学園大学サポーター」とし、所在地を以下に置く。
〒454-0871 名古屋市中川区柳森町1911 (TEL 052-354-0354 FAX 052-700-6087)

(目的)

第2条 この規約は、見晴台学園・見晴台学園大学（以下、学園・大学）が、サポーターの運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の学園・大学に対する協力と理解を高めることにより、学園・大学の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第3条 サポーターの資格を有する者は、学園・大学の主旨に賛同し、学園・大学の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(事業)

第4条 学園・大学は、第1条の目的を達成するため、サポーターに対し、次の事業を行う。

- (1) 学園・大学の行事、活動等のお知らせ
- (2) 学園・大学ホームページ等でのサポーターの紹介（希望者のみ）

(登録)

第5条 サポーターの資格を有する者は、学園・大学関係者に申し出て、登録するものとする。
2 サポーターとして登録しようとする者は、第5条により、年間サポート料を納付するものとする。

(年間サポート料)

第6条 サポーターは、年間サポート料を納入するものとする。

- 2 年間サポート料の額は、法人1口 10,000 円、個人1口 5,000 円とし、1口以上を負担するものとし、学園・大学運営委員会と協議のうえ決定するものとする。
- 3 年間サポート料の期日は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 資格の更新は、次年度の年間サポート料の納入をもって、更新とする。

(脱退)

第7条 サポーターが脱退しようとするときは、あらかじめ学園・大学に届け出て脱退するものとする。

(資格停止)

第8条 学園・大学運営委員会は、次の各号に該当するサポーターを資格停止することができる。

- (1) 学園・大学の事業を妨げ又は妨げようとしたサポーター
- (2) 年間サポート料の納入を怠ったサポーター
- (3) 故意又は重大な過失により、学園・大学の信用を失わせるような行為をしたサポーター
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をしたサポーター

(その他)

第9条 サポーターについて本規約に定めのない事項であつて必要な事項は、学園・大学運営委員会で決定する。

付 則

この規約は、平成30年11月1日から施行する。（設立年月日 平成30年11月1日）